

清須市接続ます設置工事請負単価契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の業務に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の清須市公共下水道接続ます設置工事仕様書（以下「仕様書」という。）に従いこれを履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の期間内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく業務委託料に相当額を加減して支払う。
- 4 この約款及び仕様書に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、成果物を完成させるために必要な手段については、受注者の責任において定める。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この約款に定める催告、請求、通知、報告、届出、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、申出、催告、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
- 4 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務委託の調査等)

第4条 発注者は、必要があるときは、受注者に対し業務委託の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

(業務委託の変更等)

第5条 発注者は、業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 仕様書に誤謬又は脱漏があること。

三 仕様書の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後7日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、納品期限若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書又は業務に関する指示の変更)

第6条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、これらを変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務委託の中止)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知して、業務委託の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務委託を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が物品の納品の続行に備え物品の納品の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による委託期間の延長)

第8条 受注者は、その責めに帰することができない事由により業務委託を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に契約期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、契約期間を延長することができる。発注者は、その契約期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による契約期間の短縮等)

第9条 発注者は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約期間の変更方法)

第10条 契約期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

ただし、発注者が契約期間の変更事由が生じた日(第8条の場合にあっては発注者が契約期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が契約期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第11条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第12条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第14条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 成果物の引き渡しに当たり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の

指示が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他成果物の引き渡しに当たり第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第14条 受注者は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、成果物の引き渡しが可能となったときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書面を提出し、この契約の解除を請求することができる。

2 発注者は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、受注者が明らかに損害を受け、これにより成果物の引き渡しが可能となったことが認められる場合は、受注者のこの契約の解除の請求を承認するものとする。

(業務委託料の変更に代える仕様書の変更)

第15条 発注者は、業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し等)

第16条 受注者は、業務委託を完了したときは、成果物を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は前項の提出があったときは、10日以内に検査を行いその結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。

3 成果物は、前項の検査に合格したときをもって、受注者から発注者に引渡すものとする。

4 第2項の検査の結果、当該成果物について修補を命ぜられたときは、受注者は、直ちに補修して発注者の検査を受けなければならない。この場合修補の完了を業務委託の完了とみなして前3項の規定を適用する。

(業務委託料の支払い)

第17条 受注者は、完了した工事に対し、検査月ごとに金額を取りまとめ、翌月10日までに書面により発注者に請求するものとする。

2 発注者は、工事目的物の引渡しを受け、適法な支払請求書を受領した日から40日以内に請負代金を支払うものとする。

(契約不適合)

第18条 発注者は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）がある場合は、受注者に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて報酬の減額を請求することができる。この場合において、報酬の減額の割合は引渡日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する報酬の減額の請求（以下「報酬減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受注者が、その材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- 5 発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、報酬減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（履行延滞の損害金）

第19条 受注者は、その責に帰すべき理由により契約期間内に業務委託を完了することができないときは、遅滞なく理由を付した書面をもって発注者に申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、契約期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、受注者から損害金を徴収して契約期間を延長することができる。この場合損害金は、遅延日数に応じ未履行部分相当額（1,000円未満の端数金額は、切り捨てる。）に対し年14.5パーセントの割合で算出した額とする。
- 3 前項の損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額又は損害金は徴収しないものとする。
- 4 発注者の責に帰すべき理由により、業務委託料の支払を遅延したときは、発注者は政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を受注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第20条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せずに直ちに契約を解除することができる。

- 一 契約期間内又は契約期間経過後相当の期間内に業務委託を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 正当な理由がないのに、業務委託に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
 - 三 この契約の条項に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 発注者は、前項により契約を解除したときは、業務委託の履行部分を検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、引渡しを受けたときは当該引渡しを受けた履行部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、第1項により契約が解除されたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
(契約が解除された場合等の違約金)

第20条の2 次の各号いずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された管財人

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(解除の通知)

第21条 発注者は、前条により契約を解除するときは、遅滞なくその旨を受注者に通知しなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- 二 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- 四 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 五 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第23条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)

又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の市への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(秘密の保持)

第24条 受注者は、この契約に関し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第25条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 受注者は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報(以下、「特定個人情報」という。)の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、清須市における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

3 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

4 受注者は、その業務に従事しているものに対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

5 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従事者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、発注者が必要と認める場合については、書面により発注者にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

6 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

7 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再請負するときは発注者の承諾を得るものとする。

8 受注者は、発注者の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に請負するときは、この契約により発注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再請負先にも遵守されるものとし、発注者はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。

- 9 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、業務委託の目的の範囲内で行うものとする。
- 10 受注者は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ）を発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 11 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- 12 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、発注者の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない
- 13 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該業務を処理するために収集した個人情報が記録された資料についても、同様とする。
- 14 受注者がこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は自ら収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示した時は当該方法によるものとする。
- 15 受注者は、発注者の指示により個人情報を削除し、又は個人情報が記録された資料等を廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、発注者の証明書等により報告するものとする。
- 16 受注者が、個人情報が記録された資料等について、発注者の承諾を得て再請負による提供をした場合または発注者の承諾を得て第三者に提供した場合、受注者は、発注者の指示により、当該再請負先又は当該第三者から回収するものとする。
- 17 発注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受注者に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査し、又は受注者に対して指示を与えることができる。なお、受注者は、発注者から指示された場合には、その指示に従わなければならない。
- 18 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合、発注者は、受注者に対して、個人情報の保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。
- 19 受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合、発注者にその損害を賠償しなければならない。

（補則）

第 26 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。